

1. 議事日程

[平成23年第1回安芸高田市議会3月定例会第24日目]

平成23年 3月18日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第16号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第17号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第20号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第21号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第22号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第13号 安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第19号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 請願第1号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書 |
| 日程第11 | 議案第8号 安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第9号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第10号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第11号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第14号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第15号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第37号 平成23年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第38号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第39号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第40号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第41号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第42号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第43号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第44号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第45号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |

- 日程第27 議案第46号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第47号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第48号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第30 議案第49号 平成23年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第31 議案第50号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第51号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第33 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
-----	---------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 企 画 部 長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	田 丸 孝 二	消 防 長	光 下 正 則
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開議

- 藤井議長 ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において17番
今村義照君及び18番 亀岡等君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協
議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、金行
哲昭君の報告を求めます。

- 金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして、去る3月16日に議会運営委員会を開
き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、各常任委員会に付託されておりました議案については、文教厚
生、産業建設、総務企画、予算の順に一括議題とし、それぞれ常任委員
長の報告、一括質疑、一括討論を行った後、議案ごとに採決を行うこと
といたしました。その後、条例改正1件、補正予算1件が提案されていま
すが、いずれの議案も委員会に付託を省略し、本会議において提案理由
の説明から採決まで行うことにいたしました。
以上で報告を終わります。

- 藤井議長 ただいまの委員長の報告のとおり、追加提案されます議案第50号及び
議案第51号を本日の日程にあげております。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第2 議案第16号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例
- 日程第3 議案第17号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改
正する条例
- 日程第4 議案第20号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第21号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部
を改正する条例
- 日程第6 議案第22号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を
改正する条例

- 藤井議長 日程第2、議案第16号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改
正する条例」の件から、日程第6、議案第22号「安芸高田市民水泳プー
ル設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件まで5件を一括して議
題といたします。
本5件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長
から審査結果の報告を求めます。

○青原文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

平成23年2月23日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり御報告申し上げます。

付託されました福祉保健部並びに教育委員会所管の計5議案について、2月25日に文教厚生常任委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、慎重に審査を行いました。まず、福祉保健部の所管は議案第16号と17号の2議案でした。

議案第16号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」は、子育て支援を目的に市が設置している放課後児童クラブの施設の位置を利用実態に即して改めるもので、美土里町めだか児童クラブ・甲田町ひまわり児童クラブ・甲田町小田東児童クラブの3施設について、移転等による実態との整合性を図るため、条例に規定している施設の位置を改めるものであるとの説明がありました。

議案第17号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、可愛振興センターの竣工に伴い、吉田老人憩の家の機能を可愛振興センターへ移行することになったため、条例から吉田老人憩の家にかかる規定を削除し、廃止するものであるとの説明がありました。

次に、教育委員会の所管については、議案第20号から議案第22号までの3議案でした。

議案第20号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」については、市内の公民館について、利用実態等に合わせて整理するもので、八千代公民館は実態が支所で活用しているので廃止し、高宮公民館は実態として人権会館として活用管理されているため廃止し、人権会館の管理とするものとする。甲田浅塚公民館は地元で管理していただくため、これらの3施設を廃止するものであり、あわせて休館日、利用時間を統一するよう改めるものであるとの説明がありました。委員から、甲田浅塚公民館の地元地域への移譲に関して、地元との確認は済んでいるのかとの質疑があり、執行部から、地域との協議については既に協議済みである。地域の方々に快く引き受けていただく運びになっている。6月から地元へ移管することで、建物は無償譲渡・土地は無償貸与とする形で事務を進めているとの答弁でした。

議案第21号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、吉田武道館と甲田柔剣道場の2施設を、社会体育施設から学校教育施設へ移管するとともに、「安芸高田市向原運動広場設置及び管理条例」の規定内容を「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例」に含め、一元化するもので、現行の「安芸高田市向原運動広場設置及び管理条例」を廃止するというものであり、それに伴い休日や利用料について整理するものであるとの説明がありました。委員から、学校施設へ移管後の施設使用の許可について質疑があり、執行部から、今まで社会体育施設として利用していただいているが、今後は学校開放、施設の開放事業として利用していただくことになる。料金も同一

なので利用者には何ら変わりはないとの答弁でした。

最後に、議案第22号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、安芸高田市民プールのうち、甲田小原プールほか2施設を学校教育施設に所管がえし、向原有保プールほか5施設を廃止しようとするものであるとの説明がありました。委員から、撤去するプールを防火水槽として使えないかとの質疑があり、執行部から地元とも協議しているが、防火水槽を残してであると危険なので立入禁止としてほしいという地元の声がある。教育委員会としては、プールの水を抜いて看板をつけて対応してまいりたい。防火水槽といっても、藻がわいて大変な状況になるので、基本的には子どもがおぼれたりしないように水を抜いて、子どもが入らないようにするのが原則だと考えている。跡地のことも含め今後も協議を続けていきたい、一元的な管理をしてまいりたいとの答弁でした。審査を尽くし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、議案第16号から議案第22号までの5件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。
本5件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより5件を個別に採決いたします。
まず、議案第16号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」の

件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第13号 安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第19号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 請願第1号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書

○藤井議長 日程第7、議案第13号「安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第10、請願第1号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書」の件まで4件を一括して議題といたします。

本4件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 入本和男君。

○入本産業建設常任委員長 平成23年2月23日付で、本委員会に付託されました議案及び請願の審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託された議案及び請願について、3月1日に本常任委員会を開催し、市長、副市長及び所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第13号「安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部

を改正する条例」は、平成22年度まで直営で管理を行っていた八千代養魚池等釣堀設置の管理形態を見直し、平成23年度から指定管理で運営を行うもので、委員より、指定管理を行う団体やその委託料、施設の改修などについて質疑があり、執行部より指定管理は現在この施設にかかわっていただいている「土師養魚組合」に依頼する予定で、委託先との協議は進んでいる。浄化槽の維持管理費のみを委託して支出する予定があるが、修繕が発生した場合は、一定の金額以上については市が負担することになるとの回答がありました。

また、委員より財政健全化等の状況があるが、当該施設についてこの機会に無償譲渡を行うつもりはないかとの質疑があり、執行部より、委託料はヤマメの養殖販売により賄いきれない最低限の浄化槽の維持管理料のみであること。将来的に自立できるようになれば無償譲渡を考えているが、当該施設は「同和地区農林漁業対策事業」で県費補助を受け完成したものであり、劣化法に該当する平成36年度までは市が適正なる管理をする必要があるとの答弁がありました。慎重に審査し、採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、市内にある3つのふれあい農園のうち、「小原ふれあい農園」の住所表示の一部を変更すること、及び甲田町高田原に設置していた「高田原ふれあい農園」について、土地所有者から土地の返還依頼があったことを受け、これを返還したことに伴う廃止をするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市し尿処理場において処理するし尿及び浄化槽汚泥の量を、これまでの1日につき50キロリットルから76キロリットルに改めるもので、処理能力があがったことによるものです。また、収集運搬車の種類の最大積載量について、新たに7.2キロリットルを追加し、その使用料額を2,626円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書」については、全国的にも急激に広がっている住宅リフォーム助成制度について、本市での実施を求めるもので、委員より、財政の逼迫した大変厳しい時期ではあるが、地域経済の活性化・住民福祉の向上・就労の機会の拡充、などが見込まれ、今の社会情勢の中で非常に好ましい政策である等の意見があり、採決の結果、採択と決し、市長に対し本請願を送付するとともに、その処理の経過と結果の報告を請求する措置をとるべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、議案第13号から請願第1号までの4件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。  
本4件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより本4件を個別に採決いたします。  
まず、議案第13号「安芸高田市八千代養魚池等釣堀設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第19号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、請願第1号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、採択であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第8号 安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例
日程第12 議案第9号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第10号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する

条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第11号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第14号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第17 議案第15号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第11、議案第8号「安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例」の件から、日程第17、議案第15号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」までの7件を一括して議題といたします。

本7件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田総務企画常任委員長 平成23年2月23日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり御報告申し上げます。

付託のありました総務企画部所管の議案は7議案であり、2月24日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第8号「安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例」は、6町合併を機に、市民と行政の協働のまちづくり推進と地域振興組織活動の育成支援を目的とした地域振興推進員を設置し、住民自治活動の拡充を目的に指導助言が行われてきており、その結果、市内全域で32の自治組織が結成され、旧町単位に6つ連合組織の設置がなされ、自主的な活動が展開される振興組織拡充が収束したため、地域振興推進員を廃止するものです。

委員から新たに設置されるまちづくり支援員との違いはどうかとの質疑があり、この支援員は、自治組織のさらなる活動支援策として各支所を中心に連合組織を支援することを目的としているとの答弁でありました。

また、条例廃止は遅きに記したということは否めないが、当初の目的からすれば、地域振興推進員の役目は終わったと思われる。今後、地域振興会組織の充実に向けての取り組みに期待する。との賛成討論がありました。

議案第9号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、議案第8号の条例廃止に伴い、地域振興推進員の項目を削除し、新たに平成23年度から稼働する給食センターの所長の報酬を月額19万円と定めるものです。

委員から、給食センター所長の報酬月額決定根拠と非常勤特別職としての設置の必要性についての質疑があり、報酬額については、条例に定める他の施設の館長、所長と同等の職務ととらまえての額の設定であり、非常勤特別職としての位置づけは、統合による業務量拡大のため専

属の所長が必要なことから、職員配置よりコスト削減が見込める非常勤特別職としたとの答弁がありました。

議案第10号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、派遣先の1つである財団法人広島県建設技術センターが平成22年3月31日付をもって解散したため、派遣先から削除し、加えて公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、市の委託を受けて行う事業や市と協同して行う業務、もしくは市の事務であるなど、これらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合は、市から派遣職員に対し安芸高田市職員の給与に関する条例に関する給与の百分の百以内を支給できるよう改正するものです。

委員から、職員を派遣した場合、派遣先の事業所職員との給与格差が生じる場合があるため、派遣を非常勤特別職員で対応できないかとの質疑があり、行政改革の推進により、職員がやるべきこと、民間委託等できることの区分けを進めているところであるが、派遣は公務に密接に関係する場合が多く、職員対応として給与支給しているとの答弁がありました。

議案第11号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」は、健康保険法等の一部改正により、平成20年3月31日をもって廃止となった老人保健制度について、平成23年3月31日をもって3年間の清算期間が終了するため、これに伴い、老人保健特別会計を廃止するものです。

議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、昨年12月に吉田町山手に整備した可愛振興センターを当該条例に加えるとともに、新たに指定管理者制度の導入を予定する、吉田町郷野コミュニティ集会所、可愛集会所、丹比西コミュニティ集会所、吉田生活改善センター、可愛振興センターの5施設について、利用料金を新たに定めるものです。

委員から、新設の可愛振興センターは、市の直営となっている。指定管理委託が進む中、いつごろを目途に指定管理委託を行うのかとの質疑があり、ある程度の利用状況を踏まえた上で維持管理費等の算出を行い、平成24年度で指定管理委託を考えているとの答弁でありました。

議案第14号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、郷野地区コミュニティ集会所ほか37施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例の規定により、指定管理者の候補が選定されたため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員から、委託先の中で、再委託によって委託先を変更した組織があるかとの質疑があり、3件の委託先の変更があるとの答弁でありました。

議案第15号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」は、平成22年度より進めている消防団の再編事業により整備した美土里方面隊第1分団詰所が4月1日から供用開始となるため、条例

中の表に施設を追加し、コミュニティ消防センターとして位置づけるもので、同時に、既に同じ目的で整備している吉田方面隊各分団の詰所について、吉田方面隊の名称を、条例中の表にそれぞれ追記し、名称変更するものです。

委員から、再編後に生じる旧詰所の市有地の有効利用はどう考えているかとの質疑があり、旧詰所は解体を基本とするが、振興会等での活用が見込める場合は、建物も含めて譲渡したい。解体となった場合は、さら地として活用を考えたいとの答弁でありました。

以上、7件の議案につきまして慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきであると決しました。以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
続いて、議案第8号から議案第15号までの7件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。

本7件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより本7件を個別に採決いたします。

まず、議案第8号「安芸高田市地域振興推進員設置条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり決することに決定いたしました。

次に、議案第10号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第11号「安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第14号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第15号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第18 議案第37号 平成23年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第19 議案第38号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第39号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第40号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第41号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第23 議案第42号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第43号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

- 日程第25 議案第44号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第45号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第46号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第47号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第48号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第30 議案第49号 平成23年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第18、議案第37号「平成23年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第30、議案第49号「平成23年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで13件を一括して議題といたします。

本13件は、予算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

○赤川予算常任委員長 平成23年2月23日付で、本委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

付託されました議案について、3月7日から5日間の日程で委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長などの出席を求め、慎重に審査いたしました。審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は次のとおりであります。

「総務企画部」所管におきましては、「未来創造事業」に関連して、歴史と伝統文化のまち推進業務委託の内容や種類、委託先などについて質疑がありました。神楽と毛利元就利のブランド化に向けたPR、大都市圏での観光者誘致の方法・戦略、神楽門前湯治村での神楽公演日数の拡大などへの委託料で、一括委託ではなく、幾つかにくくった形での委託となるとの答弁がありました。

「地上デジタル放送共聴施設新設助成事業」に関連して、計上されている予算内で、対象の17地域が対応できるのか、また、共同受信施設1基あたりの整備費、維持経費、個人負担額などについて質疑がありました。受信施設の整備費は世帯数の増減で変わってくるが、1基あたりおおむね1,000万円程度となり、予算計上の範囲内で整備可能である。個人負担は、NHKが映らない地域が7,000円、映る地域では3万5,000円となる。維持経費は、耐用年数を15年とした場合、戸別あたり月額500円から1,500円の間と見込まれるとの答弁がありました。

「市民部」所管におきましては、「ワンストップ総合窓口事業」に関連して、業務委託の内容や業務の体制について質疑があり、市民にわかりやすく、きめ細かな窓口サービスと窓口環境にするため、フロアマネジャーを配置し、業務の一部を民間委託による3名の受け付け体制を予定しており、事務繁忙期には増員するなど、業務委託先と協議を行いながら市民に迷惑をかけないスムーズな窓口業務体制を整えていくとの答弁がありました。

「多文化共生推進プラン策定事業」に関連して、策定にあたっての今後の予定について質疑があり、プラン策定のため、まず多文化共生推進会議を設置し、昨年実施したアンケート調査結果での課題を整理しながらプランを策定していく。また、今後の交流や地域活性化を目的としたイベントを実施していくため、推進会議の構成委員としてまちづくり委員の方にも加わっていただく考えであるとの答弁がありました。

「福祉保健部」所管におきましては、「お太助タクシーチケット交付事業」に関連して、事業の広報・周知方法などについて質疑があり、昨年10月から全市で展開しているお太助ワゴンの利用が困難な重度障害者の交通手段を確保するための事業であり、今後、対象者へは、個別に制度案内の送付や市の広報紙「あきたかた」に掲載することで、申請勧奨を行い、交付決定者へは、一人当たり年間500円分のタクシーチケット券を96枚交付するものであるとの答弁がありました。

「支援センター一時預かり委託事業」に関連して、各支所への対応について質疑があり、次世代行動計画で調査し、住民から要望の多かったニーズに対応する新規事業であり、まずは吉田町での事業展開を行い、社会福祉協議会の施設内へ、看護師・保育士を各1名常駐させ、緊急な対応もできるよう計画しているとの答弁がありました。

「産業振興部」所管におきましては、「有害鳥獣対策事業」に関連して、保護区と休猟区の見直しの年度を迎え、今後の対策と方針について質疑があり、農家・猟友会・市の連携を密にし、お互いの役割を果たしながら一定の方向性を見つけないと。狩猟禁止区域が繁殖原因の一つとなっており、協議会の中で一定の方向性を出したいとの答弁がありました。

「生産・流通・加工業連携販路開拓事業」に関連して、事業内容などについて質疑があり、産地化の強化を図るために必要なハウス施設の整備支援として29棟のハウスを建設予定であり、ハウス設置は初期投資が多いため、新規就農者に貸し出して出荷量をふやす考えであり、29棟を3人に貸し出す予定としているとの答弁がありました。また、四季の里のハウスを活用できないかとの質疑があり、四季の里ハウスは、イチゴ用のため改修費がかかることもあり、ブドウやイチゴの新規就農者の研修施設として位置づけたいとの答弁がありました。

「建設部」所管におきましては、「子育て・婚活支援住宅整備事業」に関連して、新規事業の具体的な内容について質疑があり、5,000平方メートル弱の用地を市が団地造成し、子育て世代や婚活者を対象に敷地の分譲を計画しており、1区画当たり100坪として8区画の造成を見込んでいるとの答弁がありました。

「し尿処理施設清流園管理運営事業」に関連して、新設の施設運営費の今後の見通しと人員配置の方向性について質疑があり、処理能力を76キロリットルで算定した額を予算計上しており、今後もコスト削減のため、技術提案書の内容を精査し、運営していく。また、人員配置は場長1名、民間委託者5名の常時6名体制としており、本庁に受付職員を1名配

置しているとの答弁がありました。

「消防本部・消防署」所管におきましては、「消防資機材整備事業費」に関連して、更新対象となっている通信指令システムの機器の改善点や更新によるメリットについて質疑があり、基本的に現在の通信指令施設と変わらないが、現在のものは携帯電話などの移動電話からの通信を受信した場合、携帯電話事業者からの情報提供を受けているが、来年3月末をもって情報提供が停止されるため、これらに対応した総合型の装置に更新したいとの答弁がありました。

「教育委員会」所管におきましては、「給食センター運営事業」に関連して、給食会計運営基金創設補助金について質疑があり、食材購入などの資金運用の円滑化を図ること、給食費の滞納が発生した場合などに安定的な資金運用を行うためのものであり、給食費の徴収はこれまでの現金徴収から口座振替に変更することで、保護者等の負担軽減と滞納防止を図りたいとの答弁がありました。

「みつや協育推進事業」に関連して、事業内容についての質疑があり、安芸高田市教育振興基本計画に基づいた「みつや協育」を推進するため、少年自然の家「輝ら里」を活用した通学合宿などを行う、本市の学校教育の独自性を打ち出した特徴的な事業である。宿泊先へ専門員を配置し、学校と輝ら里を往復しながら、通常の学校生活では体験できない、「体験して学ぶ、集団で学ぶ」ことを取り入れた通学合宿であるとの答弁がありました。

審査結果につきましては、議案第37号「平成23年度安芸高田市一般会計予算」から、議案第49号「平成23年度安芸高田市水道事業予算」までの13議案を採決した結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第37号から議案第49号までの13件に対する一括討論を行います。なお、討論は議案番号を指定してお願いいたします。

本13件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本13件を個別に採決いたします。

まず、議案第37号「平成23年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第38号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第39号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第40号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第41号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第42号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第43号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第44号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第45号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第46号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第47号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第48号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第49号「平成23年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め  
ます

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時02分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第50号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
日程第31、議案第50号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 本日、追加提案として条例関係1議案、予算関係1議案の計2議案を提  
出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。  
それでは、議案第50号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、本年4月1日施行予定の地方公務員の育児休業等に関する法律  
の一部を改正する法律を受け、非常勤職員にかかる育児休業を一定の範  
囲内で行うことができるよう改正するものであります。  
慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願  
いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第50号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例」について要点の御説明をいたします。  
本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法  
律が、昨年12月に公布され、本年4月1日から施行されることを受けて、  
一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、出生の日の後、1  
歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で条例で定める日まで育  
児休業をすることができるよう必要な改正を行うものでございます。  
それでは、お手元の説明資料により説明をいたします。1ページをお  
願いいたします。第2条の改正につきましては、育児休業法第2条第1項  
の条例で定める育児休業をすることができない職員として、第3号は、  
安芸高田市一般職の任用付職員の採用に関する条例の規定により任用を

定めて採用された短時間勤務職員を定めたものでございます。第4号は、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加したものです。

本条に追加された職員は、今般の育児休業法改正前においては法律で育児休業をすることができない職員として規定されていた「非常勤職員」に含まれていましたが、今回の法改正で「非常勤職員」に育児休業を認めることとしたことを受け、任用の状況に照らして育児休業をすることができない職員として条例で定めるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。第2条の2の新設につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める日として、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、該当する事由に応じて定めるものでございます。第1号は子の1歳到達日、第2号は子が1歳2カ月に達する日、第3号は子が1歳2カ月に達する日または子が1歳6カ月に達する日と規定するものでございます。

第2条の3は第2条の2の新設に伴う条の繰り下げでございます。

第3条の改正は、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めたものでございます。

第6号は、第2条の2第3条に該当する場合に該当すること。

第7条は、任期の末日まで育児休業をしている職員が、任期の更新または採用に伴い、引き続き、育児休業をしようとするを追加したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第17条の改正は、部分休業をすることができない職員として、第1号は、第2号の追加に伴う規定の整理でございます。第2号は、部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加しております。第2号に追加された職員は、今般の育児休業法改正前において法律で部分休業することができない職員として規定されていた「非常勤職員」に含まれておりましたが、今般の法改正で「非常勤職員」に部分休業を認めることとしたことを受けて、任用の状況に照らして部分休業をすることができない職員として条例に定めることとしたものでございます。

第18条は、部分休業の承認について定めたもので、第1項は、非常勤職員について部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理でございます。

次、5ページをお願いいたします。第2項は、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う字句の整理でございます。第3項の新設は、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で行うものとして、育児休業を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲とすることを規定するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 本条例改正について1点お聞きいたします。説明資料の中で、一定の非常勤職員についてと初めに書かれておりますけれども、この一定の非常勤職員というものが対象とされる非常勤職員が本市においてどういう職種の方なのか、それについてお聞きいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務課長 沖野文雄君。

○沖野総務課長 ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。

非常勤職員は、1年の期間を限度として任用するという1年という期日がついております。従いまして、1年後には任用の状況がわからないということがございますので、引き続き、任用される見込みがある場合または任用されていた場合とこういった御要件をつけておるものでございます。

また、非常勤職員は正規職員の4分の3を上回らない時間で勤務するという規定にいたしておりますので、この要件に該当する者。例えば、1日1時間というような短時間の非常勤職員については育児休業をすることはできないと。また、日額報酬で規定されております非常勤職員も育児休業をすることができないとこういった規定を定めておるものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

8番 山根温子さん。

○山根議員 言葉が足りなかったかもしれませんが、私は具体的な職種を聞いたので、保育士さんとかほかのところで対象となる市の職員の中での仕事ですね。多分、保育士は全保育士の中のかなりの割合で非常勤特別職の方が働いてらっしゃると思いますけれども、そういう方のどうなのかというところでお聞きしたところです。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務課長 沖野文雄君。

○沖野総務課長 当初予算の平成23年度予算要求資料がございます。こちらの25ページに月額報酬を支給する非常勤特別職の一覧表が記載してございます。主に月額報酬として、労働制がある非常勤の特別職ということで整理をいたしております。具体的には168名、主な職種といたしましては、質問にありましたように保育士、栄養士、こういった職種のもものが該当になるかと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第50号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第51号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)

○藤井議長 日程第32、議案第51号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,870万円を追加し、予算の総額を246億7,775万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金3,793万1,000円、県支出金750万円、繰入金3,326万9,000円をそれぞれ追加をするものであります。歳出につきましては、総務費4,620万円、民生費750万円、土木費2,500万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる事業費として4億3,799万3,000円を繰越明許費とするものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第51号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」について要点の御説明を申し上げます。予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款の国庫支出金3,793万1,000円の増額は1月の臨時議会において議決をいただきました国の補正予算による緊急総合経済対策、地域住民に光をそそぐ交付金の追加交付に伴うものでございます。本交付金は国の予算1,000億円のうち500億円が一時配分されており、残りの500億円がこのたび二次配分されたものでございます。

15款の県支出金750万円の増額は、介護基盤緊急整備事業費補助金の配分基礎単価の変更による増でございます。

18款の繰入金、3,326万9,000円の増額は、財政調整基金繰入金の増額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、14目地域振興費が4,620万円の増額で、委託料を170万円、工事請負費を2,200万円、備品購入費を2,250万円それぞれ増額するものでございます。予算書と一緒にお配りしております説明資料のほうをお願いいたします。

交付金の充当を予定しております事業一覧でございます。増額いたします事業は、中ほどの二重線で囲っております補正額の欄で、生涯学習課所管の歴史民俗博物館多目的室整備事業1,050万円の増額は、多目的室に設置する展示ケース等の備品整備経費でございます。次に、文化・スポーツ振興室の図書館図書整備事業600万円の増と、図書館等施設改修事業2,970万円の増額は博物館、美術館の防犯カメラ設置と八千代図書館移設経費を追加するものでございます。図書館移設につきましては、先に議決をいただきました緊急総合経済対策・きめ細かな交付金により八千代支所の充実を図る観点からフォルテへの移転計画しておりますが、今回支所移転とあわせて図書館施設についてもフォルテ内に移転を行うものを計画するものでございます。

それでは、予算書の12、13ページにお戻りをいただきます。3款の民生費、1項の社会福祉費、3目の老人福祉費750万円の増額は、介護基盤緊急整備事業費補助金の配分単価の増額に伴い、美土里町で開設予定の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所整備補助金を増額するものでございます。

8款の土木費、2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費2,500万円の増額は、県委託路線であります千代田八千代線ののり面工事において施行延長の増、岩質の変化等により経費が増加し、予定しておりました施行が困難となりのり面の安定と安全性を確保することから、引き続き工事を行うため工事請負費及び施工管理委託料の増額をするものでございます。

予算書の4ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。総務費における繰越明許費は、さきの1月の臨時議会での補正と今回の補正のうちから緊急総合経済対策・きめ細かな交付金事業3億3,635万4,000円、緊急総合経済対策・光をそそぐ交付金事業7,209万1,000円、また農林水産業費の水利施設整備事業454万8,000円、土木費の県道改良事業2,500万円をそれぞれ限度とする繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第51号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 閉会中の継続審査及び調査の件について

○藤井議長 日程第33 閉会中の継続審査及び調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続して調査したい旨の申し出がありました。これに承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成23年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員